

令和 8 年度医薬品価格調査（薬価調査）について

令和8年度薬価調査について①

令和9年度の薬価改定

- 令和8年度薬価制度改革の骨子において、「大臣折衝事項」（令和7年12月24日厚生労働省）に基づき、令和9年度薬価改定を着実に実施することとされている。

令和8年度薬価制度改革の骨子（令和7年12月26日中央社会保険医療協議会 了解）抄

第2-4. 診療報酬改定がない年の薬価改定

- 「大臣折衝事項」（令和7年12月24日厚生労働省）に基づき、令和9年度薬価改定を着実に実施することとする。（以下略）

大臣折衝事項（令和7年12月24日厚生労働省）抄

2. 診療報酬・薬価等改定

（4）薬価制度関連事項

- ① 令和8年度薬価制度改革及び令和9年度の薬価改定の実施
（中略）令和9年度の薬価改定を着実に実施する。（以下略）

これまでの経緯

- 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（平成28年12月20日 内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣決定）において、「現在2年に1回行われている薬価調査に加え、その間の年においても、大手事業者等を対象に調査を行い、価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う」ことが決定された。
- その後の中医協での議論等を踏まえ、令和2年度、令和4年度及び令和6年度薬価調査は次のとおり実施された。
 - 販売サイド調査については、全ての医薬品卸から3分の2の抽出率で抽出された営業所等を対象
 - 購入サイド調査については、本改定に向けた薬価調査実施時の半分の規模を対象

薬価制度の抜本改革に向けた基本方針（平成28年12月20日 内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣決定）抄

1. 薬価制度の抜本改革

（2）市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、全品を対象に、毎年薬価調査を行い、その結果に基づき薬価改定を行う。

そのため、現在2年に1回行われている薬価調査に加え、その間の年においても、大手事業者等を対象に調査を行い、価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う。（以下略）

薬価制度の抜本改革について 骨子（平成29年12月20日 中医協了承）抄

2. 毎年薬価調査、毎年薬価改定

- 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、2年に1度の薬価改定の間の年度（薬価改定年度）において、全ての医薬品卸から、大手事業者を含め調査対象を抽出し、全品目の薬価調査を実施することとし、その結果に基づき、薬価を改定する。

令和 8 年度薬価調査について②

論点

- 本年度の薬価調査は、別紙のとおり、令和 2 年度、令和 4 年度及び令和 6 年度の薬価調査と同様の方法により実施することとしてはどうか。

その他報告事項

- 薬価調査については、現状、エクセル様式での調査票を格納した CD-R で卸売販売業者等とデータのやりとりを行っているが、入力・集計作業負担が大きいことや、入力の際にヒューマンエラーが生じる要因となる、などの課題がある。そのため、本調査の合理化のため、調査票のオンライン提出機能等を有する情報システムの開発に向けて、現在、当該システムの仕様の検討を行っている。

令和8年度薬価調査の概要（案）

1. 趣旨

薬価収載されている全ての医薬品について、保険医療機関及び保険薬局に対する一定率で抽出された医薬品卸売販売業者の営業所等の販売価格等並びに一定率で抽出された医療機関等での購入価格等を調査

2. 調査期間

令和8年度中の1か月間の取引分を対象として調査を実施

3. 調査の対象及び客体数

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数から、層化無作為抽出法により**3分の2**の抽出率で抽出された営業所等を対象

客体数 約4,300客体

(2) 購入サイド調査

① 病院の全数から、層化無作為抽出法により**40分の1**の抽出率で抽出された病院を対象

客体数 約200客体

② 診療所の全数から、層化無作為抽出法により**400分の1**の抽出率で抽出された診療所を対象

客体数 約300客体

③ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により**120分の1**の抽出率で抽出された保険薬局を対象

客体数 約500客体

4. 調査事項 ※価格は、調査実施時点で妥結しているもの

(1) 販売サイド調査

品目ごとの販売価格、販売数量

(2) 購入サイド調査

品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報（業者名、本店・営業所名）

5. 調査手法

厚生労働省から直接客体に調査票を配布・回収

令和6年度薬価調査の概要

1. 趣旨

薬価収載されている全ての医薬品について、保険医療機関及び保険薬局に対する一定率で抽出された医薬品卸売販売業者の営業所等の販売価格等並びに一定率で抽出された医療機関等での購入価格等を調査

2. 調査期間

令和6年度中の1か月間（9月分）の取引分を対象として調査を実施

3. 調査の対象及び客体数

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数から、層化無作為抽出法により3分の抽出率で抽出された営業所等を対象

客体数 4,356客体（回収率86.8%）

(2) 購入サイド調査

① 病院の全数から、層化無作為抽出法により40分の1の抽出率で抽出された病院を対象

客体数 201客体（回収率68.7%）

② 診療所の全数から、層化無作為抽出法により400分の1の抽出率で抽出された診療所を対象

客体数 260客体（回収率70.8%）

③ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により120分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象

客体数 502客体（回収率75.3%）

4. 調査事項 ※価格は、調査実施時点で妥結しているもの

(1) 販売サイド調査

品目ごとの販売価格、販売数量

(2) 購入サイド調査

品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報（業者名、本店・営業所名）

5. 調査手法

厚生労働省から直接客体に調査票を配布・回収

令和7年度薬価調査の概要

1. 趣旨

薬価収載されている全ての医薬品について、保険医療機関及び保険薬局に対する医薬品卸売販売業者の営業所等の販売価格等並びに一定率で抽出された医療機関等での購入価格等を調査

2. 調査期間

令和7年度中の1か月間（9月分）の取引分を対象として調査を実施

3. 調査の対象及び客体数

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数を対象

客体数 6,450客体（回収率88.5%）

(2) 購入サイド調査

① 病院の全数から、層化無作為抽出法により20分の1の抽出率で抽出された病院を対象

客体数 399客体（回収率70.2%）

② 診療所の全数から、層化無作為抽出法により200分の1の抽出率で抽出された診療所を対象

客体数 525客体（回収率68.0%）

③ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象

客体数 1,068客体（回収率73.4%）

4. 調査事項 ※価格は、調査実施時点で妥結しているもの

(1) 販売サイド調査

品目ごとの販売価格、販売数量

(2) 購入サイド調査

品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報（業者名、本店・営業所名）

5. 調査手法

厚生労働省から直接客体に調査票を配布・回収

薬価調査システム要件定義・調達支援等事業

1 現状と課題

- 「薬価調査」は、薬価改定の際の基礎資料とすること等を目的として実施される、一般統計調査である。具体的には、医薬品卸売販売業者から医療機関・薬局への販売価格等について、年1回調査する「本調査」、経時的に取引状況を確認するため年4回本調査以外の月に調査する「経時変動調査」の2つの調査を実施している。
- 当該調査は、現状、エクセル様式での調査票を格納したCD-Rを全国の医薬品卸売販売業者等に対して送付し、入力後に返送してもらう形態で実施しているが、当該形態では、調査対象者及び厚生労働省ともに入力・集計作業負担が大きいことや、入力の際にヒューマンエラーが生じる要因となる、などの課題がある。また、過去の調査結果をデータベース化したものが存在しないため、医薬品の販売状況を経時的に分析する等の高度な解析を行うことが困難であるといった課題も存在する。

2 事業の概要

- 上記課題をふまえ、薬価調査について、オンライン回答機能、データチェック機能、調査結果分析機能等を有するシステムを構築する予定である。令和8年度においては、システム構築に向けて要件定義・仕様書の作成等を行う。

